

高濃度PCB廃棄物の処理手続きについて

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

未
登
録

1 高濃度PCB廃棄物について

<page>

2

2 高濃度PCB廃棄物の設置箇所・判別方法について

3

～

10

3 手続の流れについて〈概要〉

11

4 登録手続について

12

5 中小企業者等の軽減制度について

13

～

15

6 処理委託契約について

16

7 収集運搬について

17

～

18

8 お問い合わせ先などについて

19

～

21

登
録
済

1.高濃度PCB廃棄物について

PCB廃棄物の分類・処分

高濃度PCB廃棄物

処分

中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）

低濃度PCB廃棄物

処分

無害化処理認定事業者 又は
特別管理産業廃棄物処分業者

高濃度PCB廃棄物とは

- ・ PCB原液が廃棄物となったもの
- ・ PCBを含む油が廃棄物となったもののうち、これに含まれているPCBの割合が0.5%を超えるもの
- ・ PCBが塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもののうち、PCBの濃度が1kgあたり5,000mgを超えるもの

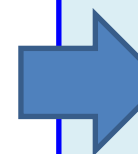
2-1.高濃度PCB廃棄物の設置箇所・判別方法について

トランス類、コンデンサ類

トランス類・コンデンサ類は、キュービクル、配電盤周りなどに設置されています。

まず、銘板の記載内容を確認してください。

メーカー・型式・製造年月・表示記号等（不燃性油、AF式、DF式、シバノール等）



日本電機工業会HPにより確認
又は
メーカー窓口へ問い合わせる



**製品としてPCBを
使用している場合**



速やかに「機器等登録」をして処理をお急ぎください。

- ※ 使用中の機器がある場合、PCB使用機器かどうかの調査は計画的に進めてください。
JESCOでは**使用中の高濃度PCB機器でも登録可能**です。
詳しくは本社「登録」に関する窓口までご相談ください。



使用中は感電の恐れがあり大変危険です。電気主任技術者等の指示・指導等に従ってください。

- ※ 日本電機工業会の下記URLをご参照ください。
https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/pcb_hanbetsu.html
銘板の型式等で判別不可の場合、分析会社へ「PCB濃度分析」を依頼してください。

トランス類、コンデンサ類

高濃度PCBかどうかの判別方法

高濃度PCBを含有するトランス・コンデンサ等は、機器に取り付けられた銘板を確認することで判別可能。



高圧変圧器



高圧コンデンサー



銘 板

➤ 製造年

昭和28年(1953年)～昭和47年(1972年)

➤ 型式等

- ・「不燃性油」、「不燃性絶縁油」、「AF式」、「DF式」
- ・電機メーカーの絶縁油ブランド名称
シバノール ダイヤクロール ヒタフネン等
- ・各電機メーカーがHPに型式等による判別情報を公開

2-3.高濃度PCB廃棄物の設置箇所・判別方法について

トランス類、コンデンサ類

高濃度PCBかどうかの判別方法

銘板から**PCB使用**電気機器かどうかを確認

該当

使用中:「**高濃度PCB含有電気工作物**」
廃止後:「**高濃度PCB廃棄物**」

該当せず

製造年を確認

- トランス類:
平成6年以降^{※1}
- コンデンサ類:
平成3年以降

該当せず

絶縁油^{※2}を採取してPCB濃度を測定

0.5mg/kg
超

使用中:「**低濃度PCB含有電気工作物**」
廃止後:「**微量PCB汚染廃電気機器等**」

該当

※1 トランス類については、
絶縁油の入替や絶縁油
に係るメンテナンスが行
われていないこと

0.5mg/kg以下

※2 トランス類については、
絶縁油の入替や絶縁油
に係るメンテナンスが行
われていないこと

PCB含有せず
引き続き使用するか、通常の産業廃棄物として適正に処分

2-4.高濃度PCB廃棄物の設置箇所・判別方法について

トランス・コンデンサ発見事例

- ・電気室（その周辺及びその他の機械室を含む。）で発見された。
電気室壁面に立て掛けられた資材の陰に保管されていることがあります。
- ・キュービクル（その周辺を含む。）で発見された。
使用中のキュービクル内に電路に施設されずに保管されていることがあります。
- ・開放型高圧受電設備で発見された。
高所に使用されず残置されていることがあります。
- ・保管庫、資材倉庫から発見された。
保管されていることが引き継がれていない、保管物の情報が不明確な倉庫に保管されていることがあります。



廃工場の電気室に残置されていた例



キュービクル内に保管されていた例

➡ 昭和47年以前の設備を使用していた可能性のある事業所で、PCB廃棄物の処理実績のないところは、上のような状況で**残置されている場合があります**ので、十分注意の上、調査をしてください。

2-5.高濃度PCB廃棄物の設置箇所・判別方法について

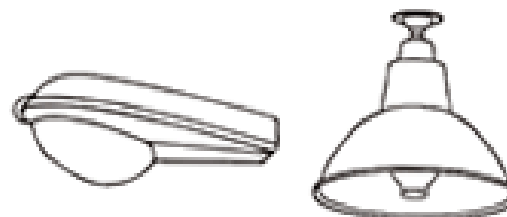
安定器

PCB使用安定器を使用した照明器具
(昭和32年1月～昭和47年8月までに製造された、以下の器具の一部に使用)

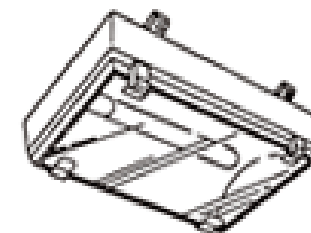
蛍光灯器具
(オフィス・教室用等)



水銀灯器具
(高天井用・道路用)



低圧ナトリウム灯器具
(トンネル用)



※日本照明工業会HPより

- 昭和51年（1976年）10月までに建築・改修された建物には、PCB使用安定器が使用された可能性があり、日本照明工業会は、昭和52年3月までは、対象機器として扱うことが望ましいとしています。

※ 蛍光灯器具は磁気式安定器が対象です。インバータ（電子）式安定器（表示「H f」）及び一般家庭用のグロースタート式低力率型蛍光灯器具の安定器にはPCBは使用されていません。

2-6.高濃度PCB廃棄物の設置箇所・判別方法について

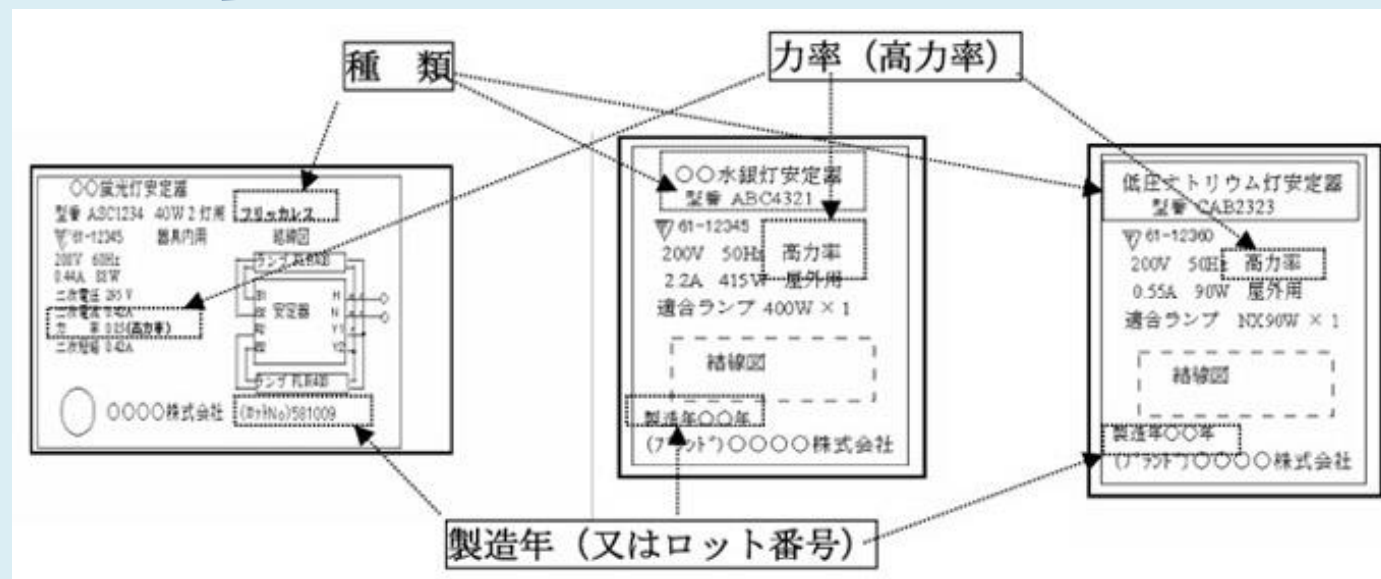
安定器

PCB使用安定器かどうかの判別方法

まず、ラベルの内容を確認してください。
メーカー・種類・力率・製造年月など

日本照明工業会HPで確認
又は
メーカー窓口へ問い合わせる

製品としてPCBを
使用している場合



速やかに「搬入荷姿登録」をして処理を進めてください。

※日本照明工業会HPより

※ 日本照明工業会の下記URLをご参照ください。
<http://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>

2-7.高濃度PCB廃棄物の設置箇所・判別方法について

安定器発見事例

- ・照明更新の際に発見された。

照明をLED照明に切り替える際に発見されることがあります。

- ・建屋工事の際に発見された。

施設耐震工事の際に発見されることがあります。

- ・天井裏や壁際から発見された。

安定器が天井裏や工場等の壁際に設置されている場合、見逃すことがあるので注意が必要です。

- ・照明器具内に残っているのが発見された。

直管LEDランプに交換している場合、器具内に古い安定器がそのまま残っていることがあります。

- ・エレベーターから発見された。

エレベーター照明にも安定器は使われています。



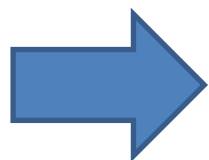
器具内に古い安定器が残っている例



工場等の壁際に設置されている例

建物由来で探すことが**重要**です。

建物を建築した時期が昭和52年（1977年）3月以前の場合は、安定器にPCBが含まれている可能性がありますので、調査の参考にしてください。



建築時に設置されたPCB含有安定器の1部が交換されずに残っている例もありますので、十分注意の上、調査をしてください。

2-8.高濃度PCB廃棄物の設置箇所・判別方法について

安定器の仕分け

保管中の廃安定器の中には、P C Bを使用していない廃安定器が混在している事例が多数見られます。**2～3割がP C Bを使用していない廃安定器であったという事例も多いため**、廃安定器の**仕分けは「処理対象量の適正化→早期処理の実現」のみならず、処理費用の削減に大きな効果を発揮する可能性があります。**

廃安定器を保管している皆さま方には、**ぜひとも仕分け（分別・取り外し）の作業を実施**していただくことを**お勧め**します。

P C B使用・不使用の分別等を委託する場合は、弊社のH Pをご参照ください。

<http://www.jesconet.co.jp/customer/bunbetsusokushin.html>

(※) PCB使用安定器であっても、コンデンサが充填材（アスファルト又は樹脂）で固定されていない「コンデンサ外付け型安定器」で、膨張、腐食、油にじみがないことが目視で確認できる場合には、コンデンサを取り外すことができる場合があります。



分別作業



PCB含有のコンデンサ部分を取り外すことができる廃安定器の取り外し作業

3. 手続の流れについて〈概要〉



保管者様

【お願い】 トランス類、コンデンサ類は、発見され次第まずはご連絡を！

JESCO

登録申請

①登録（ご使用中でも登録可能）

登録受付

② 登録確認書の送付

③ 処理契約手続きのご連絡

軽減申請

④ 中小企業者等軽減制度申請（対象となられる方のみ）

受付

⑤ 中小企業者等軽減制度 審査結果の通知（対象となられる方のみ）

結果通知

*軽減制度の適用の可否については、当社及び（独）環境再生保全機構が審査を行います。

処理契約

⑥ 処理委託契約*

契約締結

⑥ 処理委託契約

処理契約

*JESCOが準備、送付します。

運搬契約

⑦ 収集運搬委託契約*

収集運搬事業者

*予め保管者様が直接ご契約ください。

⑧ 御請求書の送付

請 求

お支払

⑨ ご入金

入金確認

搬 出

⑩ 運 搬

搬 入

⑪ 処理完了「マニフェストD票・E票」送付

処 分

4.登録手続きについて

○処理委託にあたっては、P C B 特措法の届出とは別に、J E S C O への登録が必要です。

トランス類・コンデンサ類
(共に3kg以上) など

機器等登録

- ① P C B 機器等登録申込書 (総括表)
- ② P C B 機器等調査票
- ③ 保管場所、P C B 機器等の写真を
弊社登録担当までご郵送下さい。

「機器等登録」は、**使用中でも登録可能**です。機器の詳細が不明でも受付可能ですので、まずは登録をお願いします。

使用中は感電の恐れがあり大変危険です。
電気主任技術者等の指示・指導等に従って下さい。

安定器、感圧複写紙、ウエス、
小型電気機器 (3kg未満)、その他汚染物など

搬入荷姿登録

搬入可能な容器 (ドラム缶又はペール缶) に
保管の上、

- ① 搬入荷姿登録申込書 (総括表)
- ② 搬入荷姿登録調査票
- ③ 保管場所、状況、重量実測風景の写真を
弊社登録担当までご郵送下さい。

「搬入荷姿登録」が難しい場合には、「予備登録」も可能です (契約までに「搬入荷姿登録」への移行が必要)。**使用中の安定器等でも予備登録は可能**ですので、まずは登録をお願いします。

5-1. 中小企業者等の軽減制度について

1. 概要

中小企業者等に該当する保管事業者のP C B廃棄物処理費用を軽減。申請に基づき、独立行政法人環境再生保全機構が運用するP C B廃棄物処理基金からの助成金及び国からの国庫補助金による費用負担軽減措置を適用。

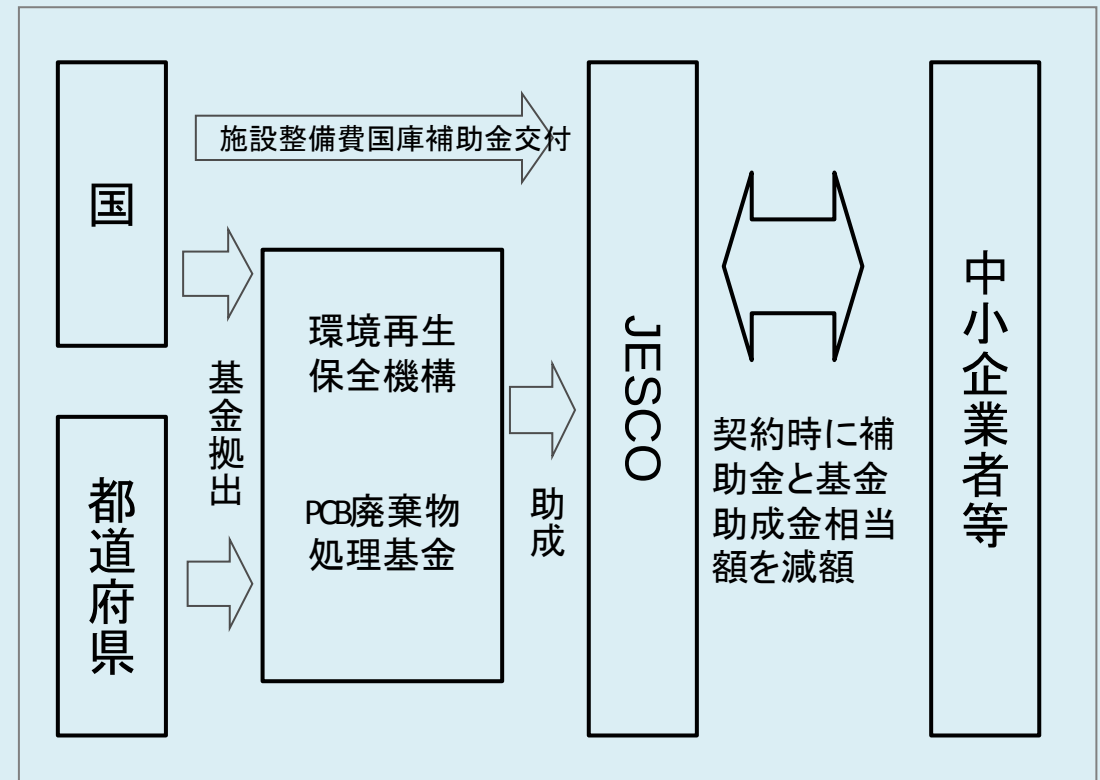
2. 対象P C B廃棄物

- ① トランス類
- ② コンデンサ類
- ③ PCB油
- ④ 安定器等・汚染物
- ⑤ 保管容器

3. 軽減率（平成26年4月より改定）

- | | | |
|--|---|-----------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ①会社 ②個人事業主 ③中小企業団体等 ④法人
(従業員数が100名以下) | ➡ | 処理料金の
70%軽減 |
| <ul style="list-style-type: none"> ⑤個人
(破産者(破産管財人)を含む) | ➡ | 処理料金の
95%軽減 |

※ 早期登録(5%軽減)と併用できる。



5-2. 中小企業者等の軽減制度について

軽減制度の対象となる方

処理委託契約の締結時において、(1)～(5)のいずれかに該当していること。

(1) 次表において業種ごとにA又はBの基準を満たす会社

ただし、大企業者(下の表において、A、Bの基準をいずれも超えている会社)が保有する株式数又は出資額が、貴社の発行済株式総数又は出資の総額の1/2以上を占めている会社(みなし大企業者)

は大企業者としてみなされ、対象外となります。また、みなし大企業者による貴社の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係*がないこと。貴社と大企業者との相互間の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係*がないことも条件となります。

* 完全支配関係とは発行済株式又は出資(自己が有する自己の株式又は出資を除く。)の全部を直接又は間接に保有する関係をいいます。

主たる業種	A 資本金又は出資の総額	B 常時使用する従業員数
製造業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
その他	3億円以下	300人以下

(2) 前表において業種ごとにBの基準を満たす個人事業主

(3) 次の中小企業団体等

- ・ 中小企業団体の組織に関する法律に規定する中小企業団体（事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会）
- ・ 特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員の2／3以上が(1)のいずれかに該当する者であるもの（農業協同組合、漁業協同組合等）

(4) 法人

常時使用する従業員の数が100人以下の法人。

※会社、中小企業団体を除く

(5) 個人

- ・ 事業者が解散又は事業の廃止により事業者でなくなった後に交付の対象となるPCB廃棄物を保管することとなった個人
- ・ 何らかの理由で、PCB廃棄物を保管することとなった個人（※個人事業主を除く）
- ・ 破産者（破産管財人）

お問い合わせ先 中間貯蔵・環境安全事業(株) PCB処理営業部「中小軽減窓口」

TEL：（フリーダイヤル） 0120-808-534

〒105-0014 東京都港区芝1-7-17 住友不動産芝ビル3号館3階

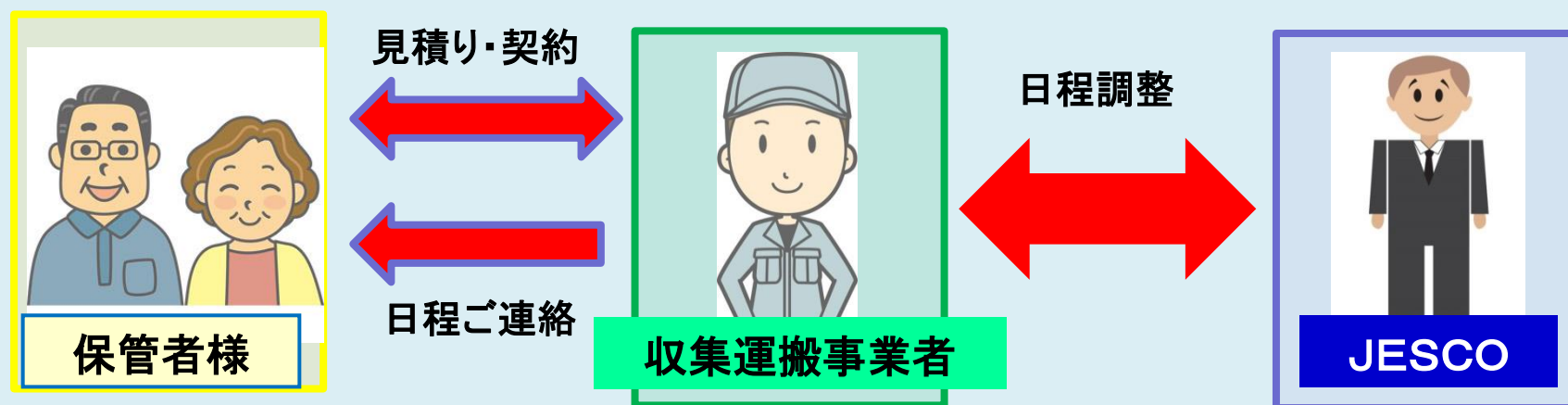
6. 処理委託契約について

- 処理を進めるためには、保管者様と弊社との間で処理委託契約の締結が必要となります。
- 北九州事業エリアにおいては、平成28年8月にP C B特別措置法が改正され、原則として、**安定器等・汚染物**については、**平成32年度末までに処分を委託**することが**義務づけ**られています。
- 同様に、**トランス類、コンデンサ類**については、平成29年度末までに処分を委託することが義務づけられましたがすでに期限は過ぎております。かつ平成30年度末をもって計画的処理完了期限も経過します。
- 従いまして万が一**トランス類、コンデンサ類が発見された場合**は速やかに**所管の自治体へご相談**の上、JESCO営業担当窓口ご連絡をして下さい。
- 中小軽減の対象となる方は、審査結果が出てからの契約締結となります。審査結果の**有効期間は、通知の日から90日間**です。この期間中に弊社との処理委託契約の締結が必要です。

7-1. 収集運搬について

○保管者様が、JESCO各事業所ごとに施設への**入門**を**許可**された**収集運搬事業者の中**から、収集運搬事業者を**決められ**、収集運搬委託契約を**直接締結**してください。

○収集運搬事業者が**決まりましたら**、JESCO担当者まで**収集運搬事業者名**を**ご連絡**ください。



各事業所にPCB廃棄物を搬入できる収集運搬事業者については、下記URLをご覧ください。

(北九州事業所)

<http://www.jesconet.co.jp/facility/kitakyushu/acceptance/pdf/kitakyushuunlist.pdf>

(大阪事業所)

<http://www.jesconet.co.jp/facility/osaka/acceptance/pdf/osakashuungaisha.pdf>

(豊田事業所)

<http://www.jesconet.co.jp/facility/toyota/acceptance/pdf/toyotashuungaisha.pdf>

(東京事業所)

<http://www.jesconet.co.jp/facility/tokyo/acceptance/pdf/tokyoshuungaisha.pdf>

(北海道事業所)

<http://www.jesconet.co.jp/facility/hokkaido/acceptance/pdf/hokkaidoshuungaisha.pdf>

7-2.収集運搬について

○収集運搬の流れは、下記の通りです。



○**搬出当日**は、積み出しの**立ち合い**をお願いします。**漏れ、滲み等の異常がないか確認**いただきまして、荷積みの後、**マニフェスト伝票にサイン**をお願いします。

○多くの保管者様の高濃度PCB廃棄物をまとめて運搬することで、運搬費用の削減を図ることができます。そのため、エリアごとに重点的、集中的に搬入する期間を決めて搬入を行っている場合があります。詳しく北九州事業所営業課までお問い合わせ下さい。

8-1.お問い合わせ先などについて

お問い合わせ先

1 「登録」に関する窓口

〒105-0014
東京都港区芝1丁目7番17号（住友不動産芝ビル3号館3階）

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
PCB処理営業部 登録担当宛

Tel 03-5765-1935 Fax 03-5765-1923

2 「中小企業者等軽減制度」に関する窓口

〒105-0014
東京都港区芝1丁目7番17号 （住友不動産芝ビル3号館3階）

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
PCB処理営業部「中小企業者等軽減制度窓口」担当宛

Tel 03-5765-1920 ・ 0120-808-534 Fax 03-5765-1923

8-2.お問い合わせ先などについて

お問い合わせ先

3

「処理時期・契約関係」に関する窓口

(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)

<中国・九州(沖縄県を含む)>

〒802-0001

福岡県北九州市小倉北区浅野3丁目8番-1 AIMビル8階

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

北九州PCB処理事業所 (小倉オフィス(営業課))

Tel 093-522-8588 Fax 093-522-8590

<四国>

〒552-0007

大阪市港区弁天1丁目2番30号 オーク4番街プリオタワーオフィス7階702号

北九州PCB処理事業所 (四国担当 (営業課))

Tel 06-6575-5580 Fax 06-6575-5586

8-3.お問い合わせ先などについて

JESCOホームページ

「JESCO」または「中間貯蔵・環境安全事業」と入力されご検索下さい。



The screenshot shows the JESCO homepage with the following elements:

- Header:** JESCO logo and "Japan Environmental Storage & Safety Corporation". A navigation bar includes links for "PCB廃棄物を保管されている方へ", "全国5PCB処理事業所のご案内", "会社情報", "PCB廃棄物処理事業について", and "中間貯蔵事業について". There is also a "Google™ カスタム検索" button and a "検索" button.
- Main Content:**
 - Left Column (Yellow background):** "PCB廃棄物の処理を進めています。" (We are advancing the processing of PCB waste.) with an illustration of a waste container. Below this, text states that registration of equipment is required for PCB waste processing commissions, and provides links for "お申し込み方法" (Application Method), "書式ダウンロード" (Form Download), and "パンフレット" (Brochure). It also mentions that if there are changes to the registered information, a "変更届" (Change Notice) should be submitted, with a link "変更届はこちらから" (Change Notice from here).
 - Right Column (Dark Blue background):** "中間貯蔵事業を行っています。" (We are conducting the intermediate storage business.) with a "再生。福島" (Regeneration. Fukushima) logo.
- Footer:** Four icons representing different services: a truck (transport), a waste container (storage), a recycling symbol (recycling), and a hard hat (safety).